

日々研鑽

～職員が取得している認定資格を紹介します～



患者さんにより質の高い医療を提供するために、当院の職員は、入職後も日々研鑽を続け、それぞれ特定の分野において高度な知識と技術、経験を積むことにより得られる「様々な認定資格」を取得しています。この連載では、認定資格を得るための条件や流れ、資格取得後の働き方などについてご紹介していきます。

臨床検査技師の認定資格

超音波検査士

“超音波検査士”とは、正式名称：社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士と
いいます。

日本超音波医学会が認定しており、「超音波検査の優れた技能を有する臨床検査技師、
診療放射線技師、看護師、准看護師を専門の検査士として認定し、超音波医学並びに
医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献すること」を目的として設立されました。

超音波検査士は「消化器」「循環器」「体表臓器」「泌尿器」「産婦人科」「健診」「血
管」と7つの分野に分かれています。

なぜこの資格を
取るの？

超音波検査は医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師などの資格を持っていれば行うことができます。しかしながら、超音波検査は検査を行う担当者により、検査の質に差が出てしまうのが弱点です。

その弱点を克服するための一つとして、この超音波検査士の資格を目指します。資格を目指すことでより専門的な知識が増え、超音波検査全体の検査精度を向上させ、担当者間による差をなくす事ができると考えられるからです。



だれでも
受けられるの？

臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、准看護師の資格を持っていて、日本超音波医学会または日本超音波検査学会に入会して3年以上経っていれば受けることができます。

どんな試験？

書類審査と筆記試験です。

まず、書類審査は症例報告です。一つ一つの症例を詳しく分析し、超音波画像をスケッチしたものを提出します。

筆記試験は、全ての分野で同じ試験で超音波の原理や特性などを問う『基礎』と、それぞれの分野の病気と超音波所見に関する『臨床』の2つを受けます。

1回の試験で取れるのは1分野だけです。

受験する際
何が大変だった？

症例報告も試験勉強もかなりの時間を要し苦労しましたが、特に基礎の勉強は、「サイン、コサイン」など高校生の知識も思い出し、難しい用語や計算と闘いました。

関中では何人の
超音波検査士が
いるの？

現在当院の臨床検査科では「消化器」4名、「循環器」2名、「体表臓器」3名、「健診」2名が取得しており、超音波検査に従事しています。(重複あり)

超音波検査士として
今後の展望は？



実は超音波検査士認定制度は、当院の超音波検査室に飾ってある現在の超音波検査装置の元となる第1号機(1976年完成)を開発した、元副院長の竹原靖明先生が設立に大変ご尽力されました。

竹原先生のお話では、「超音波検査をより広く有効に使ってほしい。そのためには医師だけではなく医師以外の医療従事者の力が必要だ。」という想いでこの制度を作られたそうです。竹原先生の想いを受け継ぎ、“超音波検査士”の名に恥じぬよう日々精進して、超音波検査を医療に役立てていきたいと思えます。



リニア電子走査形超音波診断装置
世界実用第一号機

(文責：臨床検査科主任 古賀 祥子)